

第24期 第5回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和2年11月30日

伊予市農業委員会

# 第24期

## 第5回定例農業委員会総会議事録

令和2年11月30日(月)午後1時30分から、伊予市役所において第5回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	8名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第20号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	8件
議案第21号	令和2年度農用地利用集積計画(第4号)について	1件
議案第22号	非農地証明願いについて	1件
議案第23号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について(除外)	1件
議案第24号	農業委員会法改正5年後調査について	1件

第3 報告第9号	農地法第5条の規定に基づく届出について	1件
----------	---------------------	----

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和2年第5回11月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号12番 ○○ ○○ 委員、13番 ○○ ○○ 委員の両名にお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人	松山市	○○ ○○
譲受人	松山市	(株) ○○
		代表取締役 ○○ ○○
申請地	下三谷	田 外8筆
申請理由	(譲渡人)	農地の維持管理困難
	(譲受人)	新規農業生産法人の設立
権利の種類	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	米・季節野菜・みかん・柿	
主な農機具のリース予定	トラクター・コンバイン・田植機・軽トラ・動噴	
労働力	常時4人	

周辺農業経営への影響 特に支障なし

以上の農地所有適格法人の要件を満たしているうえで、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第2号から第5号までは提出された書類で、許可要件を満たしていることが確認できています。その他の事項は、この後法人の代表者の方の説明と法人さんから提出されている営農計画書を元に審議していただければと思います。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人は、現在松山市に住んでいまして、上三谷に住所がある親族が農地を管理していましたが、今後維持管理が困難になると予想されるため、売却することになりました。

譲受人は新規に農業生産法人を立ち上げ、農業経営を行うため、農地を取得することになりました。

以上です。

〇〇推進委員

ただいま、〇〇委員より説明があったとおり、問題はありませぬので、よろしくお願ひします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいておりますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

法人代表 ○○さん

計画として、○○さんの土地を購入させていただいて、畑と果樹と田んぼで農業を始めたいと思っています。これだけでは農業の収益的には無理ですが、今やっている仕事で収入があるので、それをやっけていける間に、農業のノウハウを経験し、徐々に農地を増やして行って、農業だけで生活できる環境にしていきたいです。

農機具については、中古のトラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックを購入しましたので、来年には農業を始めます。

○○農業委員

将来は規模拡大で土地の購入を考えているという事ですか。

法人代表 ○○さん

購入は考えていて、土地の売買が駄目という事なら、小作も考えています。

議長

法人が目標としている、農地の拡大をしていきたいという計画はありますか。

法人代表 ○○さん

まだ、農業経験がない役員が20代になるため2、3年農業を経験させていただいて、役員が20代になるので、将来的にはその役員が農業だけで営業できるように増やしていけたらと思っています。

議長

農業をするからということで、結局技術がないからやめて、農地が耕作放棄地になるのが困ることですが、将来法人で食べていけるようにする目標があるのであれば、具体的な計画を立てていただかないと思います。やってみてという感じがしますが、農業経験者はいますか。

法人代表 ○○さん

私も田舎で農業経験がありますし、あと3人の方は、毎週農作業をやっています。

わからないところは知り合いの農家さんに教えていただきながら進めていきたいです。

〇〇農業委員

資料によれば、売上高の年ごとの推移をあげていますが、もっと具体的な細かい目標をあげて設定していただかないと感じました。

〇〇農業委員

計画では水田がほとんどで、水田でこの規模ができるように思いません。営農計画書に書かれている、〇〇の指導を受けながら管理していくとありますが、〇〇として加入計画があるのか。

法人代表 〇〇さん

〇〇に入れるなら入りたいと思っています。まだ、〇〇さんとは話してないので、どのようにすればいいか教わりに行きたいと思っています。

議長

現状では計画書では希望であって、具体的にはこれからということですね。

法人代表 〇〇さん

農業委員会です許可をもらった時点でスタートすると考えていますので、許可をもらう前に動くことができないので、今回許可をいただけたら、そういった話を〇〇さんにお話しできたらと思っています。

〇〇農業委員

熱心にやっついていこうという意気込みはわかります。4人の方はどういった仕事で収入をあげておられるのですか。

法人代表 〇〇さん

私と、もう1人は、土地家屋調査士をしていて、食べていける収入はあります。今収入があり食べていけるときに、農業を始めないと農業で食べていけないので、この時期に農業を始めることとなりました。あとの2人は若いので、その2人が最終的には食べていけるように道筋ができればと考えています。

〇〇農業委員

具体的に若い子が農業をしていきたいと考えているなら、もっと農地を広げていただいて、〇〇に指導をしていただくなど、高収入を目指して取り組んでいただけたらと思います。

法人代表 ○○さん

許可がでたら○○に相談したいと思っています。

<新規就農者退室>

議長

番号1について、改めてご意見等ありませんか。

○○農業委員

○○との相談を受けて、営農計画を建てて、再度審議をしたらいいと思います。

議長

○○委員さんの意見では、現時点では農協さんにも相談をしてないので、相談をして細かな営農計画を立てていただいて、検討したらどうかと話がでましたが、どうでしょうか。

○○農業委員

○○委員さんがいうのは、もっともだと思いますが、せっかくやってみようと言っているのに、商いができているうちに認めてあげて、その後に関係書類を見せていただいた方がいいと思いますし、担当地区の委員さんが購入した田畑を管理しているかを常々気にかけていただけたらいいと思います。

議長

○○委員さんから意見がでましたが、他に意見はありませんか。

そうしましたら、○○委員さんのもう一度書類を提出していただき再度審議した方がいいと思う意見について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

続きまして、○○委員さんの言われた通り、認定後も担当の地元委員が継続して指導を行うという意見に賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

そうしましたら、○○委員さんの案の賛成が多いので、承認ということで、この場で認めて、今後○○に相談した中で、細かな営農計画を出していただいて、地元委員さんに指導していただくということにいたします。どうもありがとうございました。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人

上野

○○ ○○

譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	営農継続困難	
(譲受人)	経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	不知火・甘平・愛媛果試28号		
主な農機具の保有状況	トラクター・動噴		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

本日欠席の橘推進委員の意見を伺っていますので、発表いたします。

#### 〇〇推進委員の意見（代読）

今回の対象地は宮下と上野の大字境になります。〇〇さんと〇〇さんもお近所さんで、〇〇さんが病気のため園地の管理が出来なくなってからは、〇〇さんが年数回草刈をされていました。このたび、農業への復帰は難しいと決断され、園地を手放すことになったところ、ちょうど〇〇さんの自宅の隣の園地であることから話がまとまったようです。〇〇さんも高齢ですが、息子夫婦が引き継いでくれるとのことなのでその点は問題なさそうです。〇〇アールのAPハウスですが、まだまだ使える状態なので、次の耕作者が見つかり、地元としても安堵しております。よろしくお願ひします。

以上です。

#### 議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

#### 議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**3番**

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	営農継続困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	デコボン		
主な農機具の保有状況	動噴・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

番号2の譲渡人と同じ方で、農作業をすることは困難ということで、近所の方も耕作放棄地の管理をしてもらえるということで、喜んでいます。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**4番**

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・インゲン・キヌサヤ・栗		
主な農機具の保有状況	軽トラ		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人と譲受人はもともと同じ地区の方で、〇〇さんをご主人が亡くなって、別のところに出られていまして、〇〇さんが草刈りなどをしています。当該農地は〇〇さんの畑の近くになるので、進入路ということで、管理をいまして、売買してもらった話になったということです。ご審議お願いします。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**5番**

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	田	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・サツマスギ・ヒバ・シキミ・サカキ		
主な農機具の保有状況	トラクター・コンバイン・田植機・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲受人の〇〇さんですが、前々から当該農地で農作物を作っていたのですが、〇〇さんが体調を崩されたということで、売買することになりました。〇〇さんは花木を中心に農業をされていますので、やっていただけたと思っています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**6番**

譲渡人	双海町大久保	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	双海町大久保	田	外3筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難		
	(譲受人) 農地管理の継続		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・葉物野菜		
主な農機具の保有状況	トラクター・耕耘機・田植機・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんは、双海町の方で農業をされていますが、高齢になり身体も十分ではないということです。〇〇さんは〇〇さんのお兄さんであると聞いています。〇〇さんの息子さんか帰ってきて農業のお手伝いをしているということで、将来的には息さんが農地を管理していくということです。よろしくお願いします。

議長

番号6について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 7番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	労働力不足	
	(譲受人)	経営規模拡張	
権利の種類	賃貸借の設定	(50年間)	
譲受人の作付作物	米・花き		
主な農機具の保有状況	トラクター・トラック・田植機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

当該農地は耕地整備された農地になりまして、ここが遊休農地になると周辺の農地に影響がでてきます。所有者は高齢のため管理が難しいということです。借り手は長い間農業をしていて、貸借関係を結ぶことで、遊休になる心配は当面はないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

〇〇農業委員

賃貸借期間が50年はおかしくないですか。

事務局

民法での契約行為なるため制限はありません。農地法の3条での賃貸借権は解約の申出がないかぎり是一直続していきますので、特別これによって支障はありません。

権利自体は、所有者が亡くなっても貸している権利は残りますし、借りている方が亡くなったら、相続して届出を出していただくことで、借りている権利が引き継がれます。

議長

番号7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 8番

譲渡人	三秋	〇〇	〇〇
譲受人	三秋	〇〇	〇〇
申請地	三秋	田	外24筆
申請理由	(譲渡人)	祖父から孫への生前一括贈与	
	(譲受人)		
譲受人の耕作面積	〇〇	㎡	
権利の種類	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	スイートコーン・長ナス・ソラマメ・ぶどう・いちじく		
主な農機具の保有状況	トラクター4台・農作業自動車・ミニユンボ		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。 以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲受人は〇〇さんの孫にあたります。野菜等の作物を生産しています。若い方ですが、トラックや重機を使っていますし、農業経営の影響はありませんので、よろしく申し上げます。

議長

番号7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。  
続きまして、7ページをお開きください。

## ■議案第21号 令和2年度農用地利用集積計画(第4号)について

議長

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積事業の申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、令和2年度 農用地利用集積計画(案) 令和2年度 第4号をご覧ください。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画(案)を定めたものです。

今回の利用権設定の申し出件数は、37件でした。ただし、最後のページの集計表の件数は筆ごとの件数になりますので、筆数の合計は78件です。

この表には掲載していませんが、新規が6筆9,816㎡、更新が72筆79,507㎡でした。

以上です。

議長

議案第21号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
議案第21号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第21号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、8ページをお開きください。

## ■議案第22号 非農地証明願いについて

議長

議案第 22 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

**1 番**

申出人	中山町出渕	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇〇
申出地	中山町出渕	畑	外 19 筆
証明書	非農地証明		
現状	植林		

当該農地は平成〇〇年頃まで栗を作っていましたが、栗栽培として経営が難しくなり、関係法令の認識不足により平成〇〇年頃から杉や桧を植林してしまいました。

申請地は農地の広がりがない第 2 種農地に該当し、山間部の急傾斜地であるため農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第 22 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんは、今はお勤めをされていて、長く勤められています。急傾斜地の畑を 20 年以上前に植林をしています。周辺の農地には影響がないところだと確認しています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

議案第 22 号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 22 号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第 22 号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、9 ページをお開きください。

## ■議案第23号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第23号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

### 1番

申出人	東京都 ○○株式会社
土地所有者	宮下 ○○ ○○さんは、亡くなっていますので 相続人3名による同意になります。
申出地	宮下 田 ○○㎡のうち○○㎡
転用目的	携帯電話無線基地局

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある宮下の○○地区は、○○において電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

本日欠席の橋推進委員より意見を伺っていますので、発表いたします。

○○推進委員の意見（代読）

当該農地は、農地の端の方に建つため、周辺の影響はないと思います。  
以上です。

議長

議案第23号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
議案第23号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第23号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、11ページをお開きください。

## ■議案第24号 農業委員会法改正5年後調査について

議長

議案第24号 「農業委員会法改正5年後調査」について、一般社団法人愛媛県農業会議へ報告するため次のとおり農業委員会の承認を求める。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

事前に送付させていただきました、アンケートについて、平成28年の農業委員会法改正から5年目を迎え、制度改正による効果の把握や課題を改善することを目的として全国農業会議より、回答を求められています。このアンケートの結果を基に今後の農業委員会法の制度改正を行うための資料として利用するというものでありまして、可能な限り農業委員会の総会審議に諮り回答することとなっております。

アンケートの項目が多いため、事前に委員の皆様を確認してもらっていますので、回答内容について追加、削除等のご意見をいただけたらと思います。

以上です。

議長

議案第24号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
議案第24号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第24号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、12ページをお開きください。

### 第3

#### ■報告第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第9号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第7号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

#### 1番

貸渡人 下吾川 ○○ ○○

借受人 下吾川 ○○ ○○

届出地 下吾川 畑

転用目的 自己用住宅

権利の種類等 使用貸借権

以上です。

議長

報告第9号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

#### ■その他

- ・農業委員会手帳の配布について

事務局より説明有り

議長

次回の開催日程について

定例総会 令和2年12月24日(木曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室  
を開催予定としております。

以上で、第5回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第5回11月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時56分 閉会)